

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、現場で実際に経験なされた方にとっては、なかなか悩ましい問題だったかと思えます。

宿題Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建設現場内から発生したコンクリート片など再生利用されるものであっても廃棄物である。
- (2) 建設現場内から発生した廃棄物でも埋め戻し可能なものは廃棄物ではない。
- (3) 建設現場内から発生した地山掘削からの土砂は廃棄物ではない。
- (4) 建設現場内の掘削孔から発生した泥状のものは廃棄物である。
- (5) 建設現場内の掘削孔から発生した泥状のものをプレスしたものは廃棄物である。

【解説】

廃棄物は発生した時点で判断されるもので、その後再生利用されるとしても、中間処理され有価物となるまでの間は廃棄物として規制されるものである。

また、建設現場内でも廃棄物の埋め戻しなどを行うと不法投棄に該当する。

なお、廃棄物の定義にある「土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」については廃棄物ではないと通知されている。(昭和46年10月16日環整第43号厚生省通知)

正解(2)

(2)にある「埋め戻し」行為もなかなか難しいです。特に判断に迷うのは地下工作物の「存置」行為かと思えます。

この地下工作物の存置については、疑義も多いことから建設業界で独自のガイドラインを2020年に策定し、その内容を追認するような形で2021年9月30日付けで環境省も通知を出しています。関係者は是非ご一読のこと。

さて、こここのところ「通知」「運用」についての問題が続きましたので、産業廃棄物処理業許可関係の問題など。

Q、産業廃棄物処理業の許可基準に関する記述について正しいものには「○」、間違っているものには「×」をつけよ。

- a 役員等に環境省令で定める有資格者がいること。
- b 事業を継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- c 従業員が欠格要件に該当しないこと。
- d 業務を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- e 事業の用に供する施設の所有権又は使用权を有すること。

～廃棄物処理問題～

【解説】

- a 役員等に環境省令で定める有資格者がいることは、許可基準に規定されていないので誤り。ただし、「的確に行う能力」として役員等に対し、一定の講習会修了を要件としている自治体が多い。
- b 設問のとおり正しい。(省令第10条第2号ロ)
- c 従業員とは規定されておらず、役員(法人の場合)、政令で定める使用人が欠格要件に該当しないことと規定されており誤り。
- d 申請者の能力に関する規定であり、正しい。
- e 所有権がない場合は使用権原を有していることと省令で規定しており正しい。

正解 a×、b○、c×、d○、e○

×のついたaとcを迷われた方も多いのでは。

aについては解説のとおりなのですが、栃木県でも宇都宮市でも許可を取るときはJW(振興センター)の講習会修了を求められていますよね。あれは法的には「資格」ではないんです。「産業廃棄物処理業を的確に行う能力があるか」の証明なんです。

だから、法的には必ずしもあの講習を受講しなくても、「的確に行う能力がある」ことを証明出来ればいいんです。とは言え、許可権限者(県、政令市)から「的確に行う能力があることを証明してください。」と言われてもどうやっていいのかわかりませんよね。許可権限者側としても申請者ごとに審査が不公平になってもいけません。そこで、以前からの経緯もあり全国の大抵の許可権限者ではJW講習会修了を「的確に行う能力があることの証明」にしているんです。

では、今回の宿題は類似問題の「業許可」関連から。



宿題Q

(特別管理)産業廃棄物処理業の許可に関する記述について正しいものには「○」、間違っているものには「×」をつけよ。

- a A県で産業廃棄物収集運搬業の許可を受ければ、B県でも産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。
- b A県で産業廃棄物収集運搬業(積替保管を含む)の許可を受ければ、A県内の廃棄物処理法政令市でも産業廃棄物の収集運搬(積替保管を含む)を業として行うことができる。
- c 産業廃棄物処分業の許可を受けるためには、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の許可を受けていなければならない。
- d 特別管理産業廃棄物処分業の許可を受ければ、特別管理産業廃棄物の排出事業者であっても特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなくてもよい。
- e 特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、(普通の)産業廃棄物を扱う場合でも、改めて(普通の)産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。